八雲町熊石国民健康保険病院院内感染対策指針

１　院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、収束を図ることが病院にとって重要である。このため、院内感染防止策を全職員が把握し、この指針に沿った医療が患者に提供できるよう次のとおり取り組むこととする。

（１）手指衛生、微生物汚染経路遮断、環境清浄化、交差感染防止、消毒薬適正使用および抗菌薬適正使用を遵守し、指導をおこなう。

（２）日常的に当院における感染症の発生状況を把握するためのサーベイランス業務をおこなう。

（３）感染症のアウトブレイクあるいは異常発生時は、院内あるいは関連機関と密接に連携しながら迅速に特定し、対応する。

（４）医療職員の職業感染対策について十分に配慮し、職員の健康の推進を図るとともに、患者への感染の伝播を防止する。

（５）患者本人および患者家族に対して、適切で十分なインフォームドコンセントをおこなう。必要に応じて感染症関連情報を公開する。

（６）感染防止対策に関する地域支援を充実させ、地域住民の健康増進を図る。

（７）これらの目的を達成するため、職員は最新の知識、情報の収得のため努力する

２　院内感染対策委員会の設置

（１）　院内に院内感染対策委員会（以下「委員会」という）を置く。

（２）　委員会の構成等は八雲町熊石国民健康保険病院院内感染防止対策委員会設置要綱の定めるところによる。

３　委員会の業務及び運営

委員会は院内感染に関して、病院に対する諮問機関として次にあげる事項を調整・審議する。

（１）病院長を含む各専門職を構成員として組織する委員会を設け、毎月１回定期的に会議を開催して院内感染対策を行う。 緊急時には、臨時会議を開催する。

（２） 委員会は、次の内容の協議・推進を行う。

① 院内感染対策及びマニュアルの作成・見直し

② 感染対策に関する資料の収集と職員への周知

③ 職員研修の企画

④ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項

３ 職員研修

（１） 院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的な方策について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。

（２） 研修は年２回程度、全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

（３） 研修の開催結果、又は、外部研修の参加結果を記録、保存する。

４ 感染症の発生状況の報告

（１） 院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るため、当院における感染症の発生状況を、週１回程度 「感染情報レポート」として作成し、病院職員への周知を図るとともに、委員会で再確認のうえ、院内 感染防止対策について協議する。また、対象限定サーベイランスを必要に応じて実施し、その結果を感染対策に活かす。

（２） 院内感染アウトブレイク発生時には、委員会は速やかに調査及び情報収集を行い、対応策を立案し全職員へ周知徹底を図ると共に実施状況を監視する。また、その状況及び患者等への対応について院長に報告する。

５ 院内感染発生時の対応

（１） 院内感染発生時は、院内感染対策マニュアルに従い速やかに関係部署へ連絡し、感染対策を実施する。

（２） 職員は院内感染が疑われる場合、速やかに所属長に報告し、所属長は院長にこの旨速やかに報告する。

（３） 院長は速やかに感染対策委員を招集し協議し、必要に応じて委員会を開催し、

感染源・感染経路・範囲（病棟・期間）の調査を行う。

（４）　委員会は調査結果を院長へ報告し、対応策を検討し実施する。

（５）　院長は、委員会にて追跡調査を行い、院内感染の収束の確認を行う。

６　患者への情報提供と説明

（１）　本指針は患者、家族が常時閲覧できるよう院内掲示等をする。また、患者、家族から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

（２）　患者、家族に対し感染症の説明を行うとともに、感染防止に関わる説明を行い、理解を得たうえで協力を求める。

感染情報レポート（週報）

年　月　日（　曜日）～　年　月　日（　曜日）　＜　年　月　第　週＞

	患者氏名	病室	検体の種類	各種細菌の検出状況	採取日	薬剤感受性成績
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

作成者　部署名

氏　名

八雲町熊石国民健康保険病院